

議事日程第4号

令和4年9月8日(木)

第1 議案上程(議案第57号から第65号まで)

議案説明、質疑、常任委員会付託

第2 予算特別委員会付託

第3 決算特別委員会設置、付託

第4 議案上程(議案第66号)

提案理由の説明(市長)、質疑

第5 予算特別委員会付託

第6 請願上程(請願第3号及び第4号)

常任委員会付託

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(15人)

1番 吉田清孝	2番 古仲清尚	3番 鈴木元章
4番 安田健次郎	6番 蓬田司	7番 船木正博
8番 佐藤誠	9番 畠山富勝	10番 進藤優子
11番 笹川圭光	12番 太田穰	13番 三浦利通
14番 小野肇	15番 田井博之	16番 小松穂積

欠席議員(1人)

5番 吉田洋平

議会事務局職員出席者

事務局長	岩谷一徳
副事務局長	清水幸子
主席主査	中川祐司

地方自治法第121条による出席者

市 長	菅 原 広 二	副 市 長	佐 藤 博
教 育 長	鈴 木 雅 彦	監 査 委 員	鈴 木 誠
理 事	佐 藤 透	総務企画部長	八 端 隆 公
観光文化スポーツ部長	佐 藤 雅 博	産業建設部長	田 村 力
企 業 局 長	佐 藤 孝 悦	企画政策課長	杉 本 一 也
総 務 課 長	湊 智 志	財 政 課 長	鈴 木 健
税 務 課 長	佐 藤 静 代	福 祉 課 長	高 桑 淳
生活環境課長	佐 藤 淳	子育て支援課長	湊 留美子
観 光 課 長	長谷部 達 也	農 林 水 産 課 長	鎌 田 重 美
病院事務局長	三 浦 大 成	会 計 管 理 者	平 塚 敦 子
教育総務課長	村 井 千鶴子	学 校 教 育 課 長	笹 渕 美 穂
農委事務局長	船 木 聖 徳	監 査 事 務 局 長	目 黒 一 人
企業局管理課長	畠 山 隆 之	ガス上下水道課長	三 浦 昇
選管事務局長	(総務課長併任)		

午前 10 時 00 分 開 議

○議長（小松穂積） おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

吉田洋平議員から欠席の届出があります。

○議長（小松穂積） 本日の議事は、議事日程第 4 号をもって進めます。

日程第 1 議案第 57 号から第 65 号までを一括上程

○議長（小松穂積） 日程第 1、議案第 57 号から第 65 号までを一括して議題といたします。

これより議案の説明を求めます。

初めに、八端総務企画部長の説明を求めます。八端総務企画部長

【総務企画部長 八端隆公 登壇】

○総務企画部長（八端隆公） おはようございます。

それでは私から、議案第 62 号及び議案第 64 号について御説明いたします。

初めに、議案第 62 号男鹿市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の 6 ページをお開き願います。

提案理由でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をするため、本条例の一部を改正するものでございます。

次の 7 ページ以降、13 ページまでが改正内容の新旧対照表であり、改正箇所は、下線が引かれたゴシック文字の部分でございます。

主な改正内容でございますが 3 点ございまして、一つとして、育児休業の取得回数制限の緩和等でございます。

内容は、再度の育児休業取得に際して、育児休業等計画書の提出を不要とするものであり、条例第 3 条第 5 号の規定を削除するものであります。

二つとして、非常勤職員、いわゆる会計年度任用職員の子の出生後 8 週間以内の育児休業の取得要件を緩和するものであります。

内容は、非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、「子が 1 歳 6 か月に達する日」

にその任期が満了すること、及び任命権者を同じくする職に引き続き採用されないことが明らかでないとの要件について、子の出生後8週間以内に育児休業をしようとする場合には、「子の出生日から起算して8週間と6か月を経過する日まで」とするものであり、条例第2条第3号の規定を改正するものであります。

三つとして、非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化であります。

内容は、子が1歳以降の一定の場合に取得することができる育児休業について、夫婦交替での取得や特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするものであり、条例第2条第3号イ、第2条の3第3号及び第2条の4を改正するものであります。

この条例の施行期日は、令和4年10月1日とするものであります。

以上で議案第62号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第64号男鹿市立保育園の指定管理期間の変更について御説明いたします。

議案書の17ページをお開き願います。

管理を行わせる施設の名称は、記載の男鹿市立保育園7か所で、次のページをお開き願います。

指定管理者となる「社会福祉法人男鹿保育会」には、平成30年4月1日から令和5年3月31日までの5年間を指定管理しておりますが、令和6年度から保育園が「仮称船越こども園」を含む4施設となることや、小規模保育事業所や保育送迎ステーションの開設により、指定管理者を公募する際の仕様書に大幅な変更が必要となるため、現在の指定管理期間の令和4年度末から令和5年度末まで1年延長したいというものでございます。

以上で議案第64号の説明を終わらせていただきます。

議案第62号及び議案第64号につきまして、御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小松穂積） 次に、佐藤企業局長の説明を求めます。佐藤企業局長

【企業局長 佐藤孝悦 登壇】

○企業局長（佐藤孝悦） おはようございます。

それでは私から、企業局に係る議案第63号について御説明申し上げます。

男鹿市ガス供給条例及び男鹿市加茂地区ガス供給条例の一部を改正する条例につい

てであります。

議案書の14ページをお開き願います。

本議案は、ガス原料価格の高騰等を踏まえ、経営のリスク要因となる原料費調整額の上限を廃止することにより、将来的に安定的な事業運営を図るため、関係条例の一部を改正するものであります。

次のページをお願いいたします。

改正条文であります。第1条は、男鹿市ガス供給条例の一部を改正するもので、改正後と改正前の新旧対照表となっており、下線が引かれた部分が改正箇所です。

ガス単位数の調整に係る条文を改めるもので、第29条第2項第2号のただし書きで定めている原料費調整額の上限を廃止するものです。

第2条は、男鹿市加茂地区ガス供給条例の一部改正です。

次のページをお願いいたします。

加茂地区へ供給しているガス単位数の調整に係る条文を改めるもので、新旧対照表の下線が引かれた、第24条第2項第2号のただし書きを削るほか、条文整理のため、同項第4号を削除するものです。

施行期日は、令和4年11月1日であります。

以上で説明を終わりますが、御可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小松穂積） これより議案に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許します。8番佐藤誠議員の発言を許します。8番佐藤議員

○8番（佐藤誠議員） おはようございます。

私からは、議案第64号について伺いたいと思います。

提案理由に示されている内容を見ますと、「令和6年度から大幅な変更が予定されており」ということを書いております。この「大幅な変更」というのはどういうことなのか。お知らせいただければと思います。

また、「継続して管理運営をさせることが効率的である」と。今現在の指定管理者にそのままさせるのが効率的であると示されていますが、何が効率的なのか。

仮に令和5年度末で指定管理期間が変更されたとしても、令和6年度から、もし他の指定管理者になった場合、提案理由で示されている「効率的」という意味はどう果

たされていくのか。

以上3点について伺いたいと思います。

○議長（小松穂積） 湊子育て支援課長

【子育て支援課長 湊留美子 登壇】

○子育て支援課長（湊留美子） おはようございます。

佐藤議員からの御質問にお答えいたします。

管理運営の大幅な変更と、管理運営の継続についての効率的といった考え方でございます。

現在、男鹿市立保育園7園の管理運営は、平成30年4月1日から令和5年3月31日までの5年間を社会福祉法人男鹿保育会に指定管理をしております。当該法人は、保育園を指定管理するために男鹿市が100パーセント出資し設立した法人であり、平成25年度から指定管理者としての実績を持っております。指定管理のモニタリング結果を見ましても、園の利用者満足度調査結果からも、満足度が高いとの結果が出ているほか、運営や課題、また保育士の確保のために対する工夫や努力が見られるなど、指定管理の運営団体としては適当な団体と評価しております。

先ほど八端総務企画部長からも御説明ありましたが、令和6年度からは、船越、若美南、五里合、玉ノ池保育園の4園が統合し、仮称船越こども園が開園予定であり、仮称船越こども園と船川保育園、脇本保育園、北浦保育園の4園の体制になります。また、統合により遠距離となる五里合、若美地区の保護者や園児の通園負担の軽減を図るため、旧若美幼稚園を改修し、令和6年4月に保育送迎ステーション及び小規模保育事業所も開設予定です。こうした理由から、指定管理者を公募する際の業務内容に大幅な仕様の変更が生じてまいります。

通常でありますと、令和5年度からは複数年の指定管理で行うところではございますが、令和5年度1年間は現在の7園体制から変更がないことや、途中、令和6年度から仕様に大幅な変更が生じること、また、モニタリング結果からも現在の指定管理者からの管理が適切であると判断し、現在の指定管理期間を令和4年度末から令和5年度末まで1年延長したいものでございます。

過去2回の市内の保育園の指定管理につきましては、非公募で指定管理を行わせております。ただ、令和6年度以降の指定管理者につきましては、御説明したとおり、

業務範囲や内容の仕様に大幅な変更が生じてきますので、公募なのか非公募なのか、また仕様をしっかりと精査した上で、適正な方法で改めて指定していくものとしております。どうかよろしく願いいたします。

○議長（小松穂積） 再質疑ありませんか。8番佐藤議員

○8番（佐藤誠議員） 今回の保育会が非常によくやってくれてるということと、100パーセント市の出資でつくられた、まあ保育のためにということでもいいんですけど、もしもですよ、ほかの人が出てきたりした場合のことがあって、この内容がこのままでいいのかなど。私自身はそれでいいんだなと思うんですけど、もしもの場合になったときに、これは本当に、今、理由は伺いましたけども、その辺委員会のほうとかでもちよっともんでもらいたいと思います。

答弁はいいです。ありがとうございました。

○議長（小松穂積） 8番佐藤誠議員の質疑を終結いたします。

以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

次に、議案第62号から第64号までについては、御配付いたしております議案付託一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第2 予算特別委員会付託

○議長（小松穂積） 日程第2、予算特別委員会への付託を議題といたします。

お諮りいたします。議案第65号については、予算特別委員会へ付託することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、議案第65号については、予算特別委員会へ付託することに決しました。

日程第3 決算特別委員会設置、付託

○議長（小松穂積） 日程第3、決算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。議案第57号から第61号までについては、委員会条例第6条の規定に基づき、議会選出監査委員を除く議員15人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(小松穂積) 御異議なしと認めます。よって、議案第57号から第61号までについては、議会選出監査委員を除く議員15人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

なお、決算特別委員会は、9月12日、午前10時より議事堂に招集いたします。
以上、告知いたします。

日程第4 議案第66号を上程

○議長(小松穂積) 日程第4、議案第66号令和4年度男鹿市一般会計補正予算(第6号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。菅原市長

【市長 菅原広二 登壇】

○市長(菅原広二) 皆さん、おはようございます。

ただいま議題となりました議案第66号令和4年度男鹿市一般会計補正予算(第6号)について、提案理由の御説明を申し上げます。

本補正予算は、コロナ禍における原油価格・物価高騰対策として低所得世帯の負担軽減を図るため、住民税非課税世帯を対象に給付金を支給する「エネルギー・食料品価格高騰対応緊急助成事業」、畜産農家に対し配合飼料価格上昇分の一部を助成する「配合飼料価格差補てん緊急支援事業」や、市産材の増産・流通拡大を図るため、高性能林業機械の導入に要する経費の一部を助成する「木材生産機械緊急整備事業」のほか、8月の大雨により被害を受けた土木施設や農林水産関係施設等の復旧に要する経費を措置したもので、歳入歳出それぞれ1億3,810万円を追加し、補正後の予算総額を172億7,020万円とするものであります。

よろしく御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(小松穂積) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長（小松穂積） 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

日程第5 予算特別委員会付託

○議長（小松穂積） 日程第5、予算特別委員会への付託を議題といたします。

お諮りいたします。議案第66号令和4年度男鹿市一般会計補正予算（第6号）については、予算特別委員会へ付託することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、議案第66号令和4年度男鹿市一般会計補正予算（第6号）については、予算特別委員会へ付託することに決しました。

日程第6 請願第3号及び第4号を一括上程

○議長（小松穂積） 日程第6、請願第3号出張所（窓口業務）の統廃合及び業務再編の再考を求める請願及び請願第4号地域おこし協力隊の積極的かつ大量の受け入れによる移住・定住人口の拡大と地域再生の取組のさらなる推進に係る請願を一括して議題といたします。

本2件は、会議規則第140条第1項の規定により、所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（小松穂積） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

休会の件

○議長（小松穂積） お諮りいたします。明日9日から21日までは議事の都合により休会いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（小松穂積） 御異議なしと認めます。よって、明日9日から21日までは議事の都合により休会とし、9月22日、午後2時より本会議を再開し、各委員長の報告を求めることにいたします。

本日は、これにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時20分 散 会

議案付託一覧表

総務委員会

- 議案第 6 2 号 男鹿市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 請願第 3 号 出張所（窓口業務）の統廃合及び業務再編の再考を求める請願
- 請願第 4 号 地域おこし協力隊の積極的かつ大量の受け入れによる移住・定住人口の拡大と地域再生の取組のさらなる推進に係る請願

教育厚生委員会

- 議案第 6 4 号 男鹿市立保育園の指定管理期間の変更について

産業建設委員会

- 議案第 6 3 号 男鹿市ガス供給条例及び男鹿市加茂地区ガス供給条例の一部を改正する条例について

予算特別委員会

- 議案第 6 5 号 令和 4 年度男鹿市一般会計補正予算（第 5 号）について
- 議案第 6 6 号 令和 4 年度男鹿市一般会計補正予算（第 6 号）について

決算特別委員会

- 議案第 5 7 号 令和 3 年度男鹿市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 5 8 号 令和 3 年度男鹿市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 59 号 令和 3 年度男鹿市診療所特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 60 号 令和 3 年度男鹿市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第 61 号 令和 3 年度男鹿市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について